

無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会
第4回 物流分科会 議事概要

1. 主な議事

○事務局より資料説明し、構成員より情報提供をした上で、意見交換を行った。

2. 主な意見

○名称を変更するとともに内容を修正し、「無人航空機による荷物配送を行う際のガイドライン（案）」が航空法に基づく法的拘束力を有するものではないという位置づけを明確化すべき。

○飛行経路について離着陸場所を共有する関係者間で共有することも社会信頼性を高めるためには重要であるため、追記すべき。

○カメラ確認や風況等の観測は離着陸地点の安全を確保するための手段であり目的ではないため、安全確保を目的とした表現に修正すべき。

○機体への荷物の搭載状態を継続的に確認する手段として、機体カメラを利用したり別途追加カメラを搭載したりすることは困難である。

○「過疎地域等における小型無人機を使用した配送実用化推進事業」の実施に当たっては、「無人航空機による荷物配送を行う際のガイドライン」に盛り込まれた内容をすべて満たすことを求めるものではないが、同ガイドラインを踏まえて、無人航空機を使用した荷物配送の社会受容性を高めるために、自主的に取り組むことが望ましい。

以上